

奈良県職員採用(任期付職員)募集案内

<地域デジタル化関係>

令和4年4月28日
奈良県総務部行政・人材マネジメント課

受付期間 令和4年4月28日(木)～5月25日(水) 正午

※募集に関する問い合わせ先は、
奈良県総務部行政・人材マネジメント課

〒630-8501 奈良市登大路町30
電話 0742-27-2052
(ダイヤルイン)

1 募集内容

採用職種	勤務地	採用予定人員	職位	職務内容
CIO (Chief Information Officer)	奈良県総務部 デジタル戦略課	1名	次長級	○部局横断的なシステムの最適化や情報セキュリティの確保、システム環境の見直しに係る業務
地域DX マネージャー	奈良県総務部 デジタル戦略課	1名	主幹級	○市町村の情報システムの標準化・共同化に関する助言・指導 ○市町村の行政手続等のオンライン化に関する助言・指導 ○奈良デジタル戦略の実行に関する市町村との連携推進

■応募申込は、エンジャパン(株)の「特設ページ」https://www.enjapan.com/project/nara_2204/(QRコード参照)から、各採用職種に関する求人ページ(「①エン転職」「②ミドルの転職」「③AMBI(アンビ)」のいずれか1つから)を通じて、「6. 選考の内容」の書類選考内容を踏まえてエントリーしてください(「7. 申込手続」参照)。

※上記各求人ページから応募を完了した申込のみ受け付けます。郵送及び持参による申込は、受け付けません。また、受付期間経過後の申込は、一切受け付けません。



2 任期

令和4年7月1日から令和7年3月31日(2年9カ月間) <予定>

※ 任期満了時に、勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、任期が更新される場合があります。ただし、更新後の任期は令和9年3月31日までに限ります。

3 求める人物像

CIO	担当業務に必要な技術的な知識や業務経験、調整能力やコミュニケーション能力のほか、奈良デジタル戦略や本県の取組への強い共感、上司と相談しながら主体的に課題を解決していくマインドと公務員に求められる高い倫理観をお持ちの方
地域DXマネージャー	担当業務に必要な技術的な知識や業務経験、対人折衝能力やコミュニケーション能力のほか、奈良デジタル戦略や本県の取組への強い共感、上司と相談しながら主体的に課題を解決していくマインドと公務員に求められる高い倫理観をお持ちの方

4 応募資格

○ 次の(1)～(3)の要件を全て満たす人

(1) 次のいずれにも該当しない人(地方公務員法第16条各号に該当しない人)

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 奈良県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 職務経歴等

① CIO(Chief Information Officer)

- ・ 自治体や民間企業等において、10年以上のデジタル技術に係る実務経験を有している者、かつ管理職として参画するなど、3年以上のマネジメント業務経験を有する者

② 地域DXマネージャー

- ・ 自治体や民間企業等において、10年以上のデジタル技術に係る実務経験を有し、かつシステムに関するプロジェクトマネジメント業務の経験を有する者

(3) 資格

- ・ 普通自動車免許(②地域DXマネージャーのみ)

5 選考日程・会場・合格者発表

	選考方法	日程・会場	合格者発表
第1次 選考	書類選考	登録・エントリー期間は R4.4.28(木)～R4.5.25(水)正午 です 6.選考の内容、7.申込手続 に基づき 登録・エントリーしてください	R4.5.2(月)～R4.5.27(金)＜予定＞ 一定の基準点を満たした方のうち上位の 方に対し、随時、メール等にて第2次選考 の日程を通知します 不合格の方は R4.5.27(金)にメール等 にて通知します
第2次 選考	面接選考 (Web)	第1次選考合格者に対して、 R4.5.10(火)、 R4.5.17(火)、 R4.5.24(火)、 R4.5.31(火) のいずれかで実施します	R4.5.18(水)又はR4.6.1(水) ＜予定＞ 一定の基準点を満たした方のうち上位の 方に対し、メール等にて第3次選考の日 程を通知します 不合格の方は R4.6.1(水)にメール等 にて通知します
第3次 選考	面接選考 (対面)	第2次選考合格者に対して、 R4.5.20(金)、 R4.6.3(金) のいずれかで、奈良県庁又は奈良県 文化会館＜予定＞で実施します	R4.6.7(火)＜予定＞ 第3次選考受験者全員にメール等にて合 否を通知します

- 第2次選考日以降、6月上旬までのいずれかの時期に、以下の書類を提出していただきます。詳細は対象者に別途通知します。
 - ① 最終学歴の卒業証明書(※ 最終学歴が大学院の場合は、大学の卒業証明書も併せて提出)
 - ② 成績証明書(※ 最終学歴が大学院の場合は、大学の成績証明書も併せて提出)
 - ③ 在職証明書

6 選考の内容

種 目		内 容	
		CIO (Chief Information Officer)	地域DXマネージャー
第1次 選考	書類選考	エントリーした求人サイトにて登録している職務経歴等に基づき、以下の点について選考	
		<ul style="list-style-type: none"> デジタル社会の実現に向けて、地域のデジタル化を推進できるか CIOとして、県における庁内情報システムのあり方及び庁外との情報連携基盤の構築について、これまでの職務経歴や専門知識等をいかすことができるか 	<ul style="list-style-type: none"> 自治体の情報システムの標準化・共同化や行政手続等のオンライン化を進めることができるか これまでの職務経歴や専門知識等をどのように役立て、市町村に対する助言・指導業務を進めることができるか
第2次 選考	面接選考 (Web)	職務経歴等に基づき適性や専門性について個別面接(Web形式)による選考	同左
第3次 選考	面接選考 (対面)	管理職員としての管理・調整能力、保有する専門知識の内容及び職員としての適性等について個別面接(対面形式)による選考	保有する専門知識の内容及び職員としての適性等について個別面談(対面形式)による選考

7 申込手続

- エンジャパン(株)の「特設ページ」(https://www.enjapan.com/project/nara_2204/)から、各採用職種に関する求人ページ(「①エン転職」「②ミドルの転職」「③AMBI(アンビ)」のいずれか1つから)を通じて、6. 選考の内容の書類選考内容を踏まえてエントリーしてください。

<注意事項>

- 会員登録及びエントリーについては、エン・ジャパン(株)の利用規約をよく読んでから手続をしてください。
- ①～③のどのホームページから申し込みいただいても、選考に影響はありません。
- エントリーが確実にできたかどうかは、各自で必ず確認してください。
- 郵便や持参での申込はできません。また、受付期間経過後の申込は一切受け付けません。

8 採用予定時期

原則として令和4年7月1日付で採用します。

9 給 与 等

- ・ 初任給は、採用までの経験年数等に応じて条例等の定めるところにより決定されます。
(令和4年4月1日現在の条件で表記しています)

(1) CIO

基本給	地域手当・管理職手当	合計(月額)
454,000 円程度	143,000 円程度	597,000 円程度

(2) 地域 DX マネージャー

経験年数	基本給	地域手当・管理職手当	合計(月額)
民間等経験 20 年の場合	390,000 円程度	100,000 円程度	490,000 円程度
民間等経験 30 年の場合	401,000 円程度	101,000 円程度	502,000 円程度

- ・ その他の手当として、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が条件に応じて支給されます。
- ・ 令和4年4月現在、給料等についての減額措置が実施されています。
(CIO:減額率3%、地域 DX マネージャー:減額率2%、なお、上記の額は減額を加味したものではありません)

10 勤務条件等

勤務時間	原則 8時30分～17時15分の7時間45分(休憩時間60分)
休 日	原則 土曜日、日曜日、祝日、12/29～翌年1/3
年次有給 休暇等	職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の規定に基づく
服務規律	任期付職員は一般職の地方公務員であることから、地方公務員法にある以下の規定が適用されます。 ・全体の奉仕者として公共の利益のために勤務する義務 ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務 ・信用失墜行為の禁止 ・秘密を守る義務 ・職務に専念する義務 ・政治的行為の制限 ・争議行為等の禁止 ・営利企業等の従事制限

11 その他

- ・ 申込内容や提出書類の記載事項に不正があると選考が無効となる場合があります。
- ・ 応募者に係る個人情報については適切に管理し、本件以外には一切使用しません。なお、提出書類は返却しません。当方の責任にて処分します。
- ・ この採用選考の応募者は、合格発表の日から1月間(第一次選考合格者は、第二次選考の合格発表の日から1月間)、選考の結果(総合得点及び順位)について、奈良県個人情報保護条例に基づき口頭により開示を請求することができます。なお、詳細については、お問い合わせください。